

再 処 理 施 設 の 使 用 計 画

2020再計発第305号  
2021年1月29日

原子力規制委員会 殿

住 所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108  
氏 名 日本原燃株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第46条の4及び使用済燃料の再処理の事業に関する規則第7条の13第1項(第2項、第3項)の規定により次のとおり届け出ます。

工場又は事業所		名 称 再処理事業所						再 処 理 設 備 の 系 列 名		再処理設備							
		所 在 地 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸						年間の最大処理能力(トン)		800							
年度別	期別	使用済燃料受入れ量		再 処 理 量		期 末 在 庫 量		プルトニウム製品		ウ ラ ン 製 品		その他の有用物質		期 末 在 庫 量			
		燃料体数 (体) ※1	ウランの量 (トン) ※2	燃料体数 (体) ※1	ウランの量 (トン) ※2	燃料体数 (体) ※1	ウランの量 (トン) ※2	生産量 (kg) ※2, ※3	払出量 (kg) ※2, ※3	生産量 (トン) ※2, ※3	払出量 (トン) ※2, ※3	生産量 (kg)	払出量 (kg)	プルトニウム製品 (kg) ※2, ※3	ウラン製品 (kg) ※2, ※3	その他の有用物質 (kg)	
2021年度	上 期	BWR 0	BWR 0	BWR 0	BWR 0	BWR 8583	BWR 1484										
		PWR 0	PWR 0	PWR 0	PWR 0	PWR 3486	PWR 1484	0	0	0	0	—	—	6658	365548	—	
	下 期	BWR 0	BWR 0	BWR 0	BWR 0	BWR 8583	BWR 1484										
		PWR 0	PWR 0	PWR 0	PWR 0	PWR 3486	PWR 1484	0	0	0	0	—	—	6658	365548	—	
	計	BWR 0	BWR 0	BWR 0	BWR 0	/	/							/	/	/	/
		PWR 0	PWR 0	PWR 0	PWR 0			0	0	0	0	—	—				
2022年度	上 期	BWR 0	BWR 0	BWR 0	BWR 0	BWR 8583	BWR 1484										
		PWR 0	PWR 0	PWR 0	PWR 0	PWR 3486	PWR 1484	0	0	0	0	—	—	6658	365548	—	
	下 期	BWR 0	BWR 0	BWR 0	BWR 0	BWR 8583	BWR 1484										
		PWR 0	PWR 0	PWR 0	PWR 0	PWR 3486	PWR 1484	0	0	0	0	—	—	6658	365548	—	
	計	BWR 0	BWR 0	BWR 0	BWR 0	/	/							/	/	/	/
		PWR 0	PWR 0	PWR 0	PWR 0			0	0	0	0	—	—				
2023年度	上 期	BWR 未定	BWR 未定	BWR 未定	BWR 未定	BWR 未定	BWR 未定										
		PWR 未定	PWR 未定	PWR 未定	PWR 未定	PWR 未定	PWR 未定	未定	0	未定	未定	0	—	—	未定	未定	—
	下 期	BWR 未定	BWR 未定	BWR 未定	BWR 未定	BWR 未定	BWR 未定										
		PWR 未定	PWR 未定	PWR 未定	PWR 未定	PWR 未定	PWR 未定	未定	0	未定	未定	0	—	—	未定	未定	—
	計	BWR 未定	BWR 未定	BWR 未定	BWR 未定	/	/							/	/	/	/
		PWR 未定	PWR 未定	PWR 未定	PWR 未定			未定	0	未定	未定	0	—	—			
合 計	BWR 未定	BWR 未定	BWR 未定	BWR 未定	/	/							/	/	/	/	
	PWR 未定	PWR 未定	PWR 未定	PWR 未定			未定	0	未定	未定	0	—	—				

〔燃料体の種類の略号〕 BWRは発電用の軽水減速、軽水冷却、沸騰水型原子炉の使用済ウラン燃料を示す。PWRは発電用の軽水減速、軽水冷却、加圧水型原子炉の使用済ウラン燃料を示す。

注記：ウランの量は照射前金属ウラン質量換算とする。

プルトニウム製品は、ウラン・プルトニウム混合酸化物製品の金属ウラン及び金属プルトニウムの合計質量換算とする。

ウラン製品は、ウラン酸化物製品の金属ウランの質量換算とする。

ウラン試験に用いた劣化ウラン(金属ウラン質量換算：51.7t・U)は、ウラン製品には含めない。

使用済燃料による総合試験中の再処理量等を含む。

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第45条第1項に規定する使用済燃料再処理等実施中期計画に基づき再処理を行う。

※1：燃料体数が確定していない場合、ウランの量より算出し、各欄毎に端数処理(四捨五入)を実施しているため、上期・下期の和と計が一致しない場合がある。

※2：各欄毎に端数処理(四捨五入)を実施しているため、上期・下期の和と計が一致しない場合がある。

※3：再処理する使用済燃料のタイプや時期等により変動し得る数値である。